#### [別紙－１（施工管理共同体協定書標準例）](#別紙_１共同事業体協定書標準例)

［首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務施工管理共同体協定書］

（目的）

第１条 本協定に基づき設立する施工管理共同体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

一　東日本高速道路株式会社が発注する首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務（以下「所沢管内耐震補強施工管理業務」という。

二　一に附帯する業務

（名称）

第２条 本協定に基づき設立する施工管理共同体は、首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務施工管理共同体（以下、「本共同体」という。）と称する。

（成立及び解散の時期）

第３条 本共同体は、○○年○○月○○日に設立し、○○施工管理業務の委託契約の履行後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 所沢管内耐震補強施工管理業務を受託することができなかったときは、本共同体は、前項の規定にかかわらず、所沢管内耐震補強施工管理業務に係る委託契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第４条 本共同体の構成員は、次のとおりとする。

（１）○○県○○市○○町○○

　　　○○コンサルタント株式会社

（２）○○県○○市○○町○○

　　　株式会社○○

（代表者の名称）

第５条 本共同体は、○○コンサルタント株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条 本共同体の代表者は、所沢管内耐震補強施工管理業務の履行に関し、本共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに発注者に対し請負代金（部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び本共同体に属する財産を管理する権限を有する。

（業務の分担と分担額）

第７条 各構成員の所沢管内耐震補強施工管理業務の分担は、施工管理共同体協定書第７条に基づく協定書により定めるものとする。ただし、履行期間の途中において発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて構成員の業務の分担を変更することができる。

２ 前項に規定する業務の分担については、運営委員会で定める。

３ 運営委員会は、第１項に規定する業務の分担に応じて分担額を定める。また、履行期間の途中において発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担額を変更する。

４ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、運営委員会で協議して評価する。

（運営委員会）

第８条 本共同体は、本共同体に関係する全ての構成員をもって運営委員会を設け、○○施工管理業務の履行に当たる。

（構成員の責任）

第９条 本共同体の構成員は、所沢管内耐震補強施工管理業務の履行に係る進捗管理を行い、請負契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条 本共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、本共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引する。

（共通費用の分担）

第11本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定する。

（構成員の相互間の責任の分担）

第12条 構成員がその分担業務の履行に関し、発注者及び第三者に損害を与えた損害は、その構成員がこれを負担する。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議する。

３ 前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する本共同体の責任を免れるものではない。

（管理技術者）

第13条 本共同体の構成員は、代表者に所属する者から管理技術者を選出する。

２ 本共同体の構成員は、管理技術者の指示に基づき、所沢管内耐震補強施工管理業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡の制限）

第14 条 本協定書に基づく権利義務は、第15条に規定する場合を除き、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産に対する処置）

第15条 構成員のうちいずれかが所沢管内耐震補強施工管理業務の途中において破産した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して所沢管内耐震補強施工管理業務を完了する。

２ 前項の規定により構成員の破産した者があるときは、残存構成員は第７条に規定する業務の分担を変更し、運営委員会で定める。

（解散後の損害賠償責任）

第16条 本共同体が解散した後においても、所沢管内耐震補強施工管理業務につき発注者から損害賠償の請求があったときは、各構成員が連帯してその責に任じる。

（協定書に定めのない事項）

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

○○コンサルタント株式会社他○者は、上記のとおり首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務施工管理共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

○○年○○月○○日

○○道○○施工管理業務施工管理共同体

代表者　○○県○○市○○町○○

　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　代表取締役　○○　○○

構成員　○○県○○市○○町○○

　　　　株式会社○○

　　　　　　代表取締役　○○　○○

#### 別紙－２（施工管理共同体協定書第7条に基づく協定書）

［首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務協定書第７条に基づく協定書］

（業務名）　首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務

東日本高速道路株式会社と契約締結した首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務については、首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務施工管理共同体協定書第７条の規定により同協定書第４条に規定する構成員が分担する内容及び分担額を次のとおり定める。

記

１．分担内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成員名 | 分担内容 | 配置人数 | 配置期間 |
| ○○コンサルタント株式会社 | 管理員○ | ○人 | ○.○.○～○.○.○ |
| 管理員○ | ○人 | ○.○.○～○.○.○ |
| 事務員 | ○人 | ○.○.○～○.○.○ |
| 管理用自動車 | ○台 | ○.○.○～○.○.○ |
| 株式会社○○ | 管理員○ | ○人 | ○.○.○～○.○.○ |
| 管理用自動車 | ○台 | ○.○.○～○.○.○ |

２．分担額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

　　　○○コンサルタント株式会社　　○○円

　　　株式会社○○　　　　　　　　　○○円

○○コンサルタント株式会社他○者は、上記のとおり分担内容を定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

○○年○○月○○日

首都圏中央連絡自動車道　所沢管内耐震補強施工管理業務施工管理共同体

代表者　○○県○○市○○町○○

　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　代表取締役　○○　○○

構成員　○○県○○市○○町○○

　　　　株式会社○○

　　　　　　代表取締役　○○　○○

#### 別紙－３（施工管理共同体運用基準）

施工管理共同体運用基準

第１　趣旨

　この運用基準は、施工管理業務ごとに結成される施工管理共同体により業務を行う場合に適用する。

第２　構成員の数

　施工管理共同体の構成員（以下「構成員」という。）の上限は設けないが、技術力を結集して業務を実施することを念頭に置き、必要以上に細分化しないこと。

第３　組合せ

　構成員の組合せは、施工管理業務に対応する業種区分の有資格者の組合せとする。

第４　構成員の要件

　１　業務実績

　　構成員の代表者は、元請としての当該業務の業務実績を有していなければならない。なお、

構成員の代表者以外においては、この限りではない。

　２　管理技術者

　　構成員の代表者は、代表者に所属する者から当該業務に対応する管理技術者を配置するもの

とする。

　３　業務の分担

　　構成員は、業務の分担を運営委員会で定める。

４　出資条件

　　(1)各構成員は、管理員を１名以上派遣しなければならない。

　　(2)金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、運営委員会で協議して評

価する。

　５　代表者の要件

　　構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

　　(1)代表者は、運営委員会において決定された者とする。

　　(2)代表者に所属する者から、管理技術者から選出するものとする。

第５　施工管理共同体協定書

　施工管理共同体を結成する場合の施工管理共同体協定書は、別紙－1（施工管理共同体協定書標準例）を参考に作成すること。